

知らないうちに、拡めちゃうから。



# 星城大学

## 新型コロナウイルス感染対策 の対応について

2020年6月1日

## 新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けた登校時の注意事項

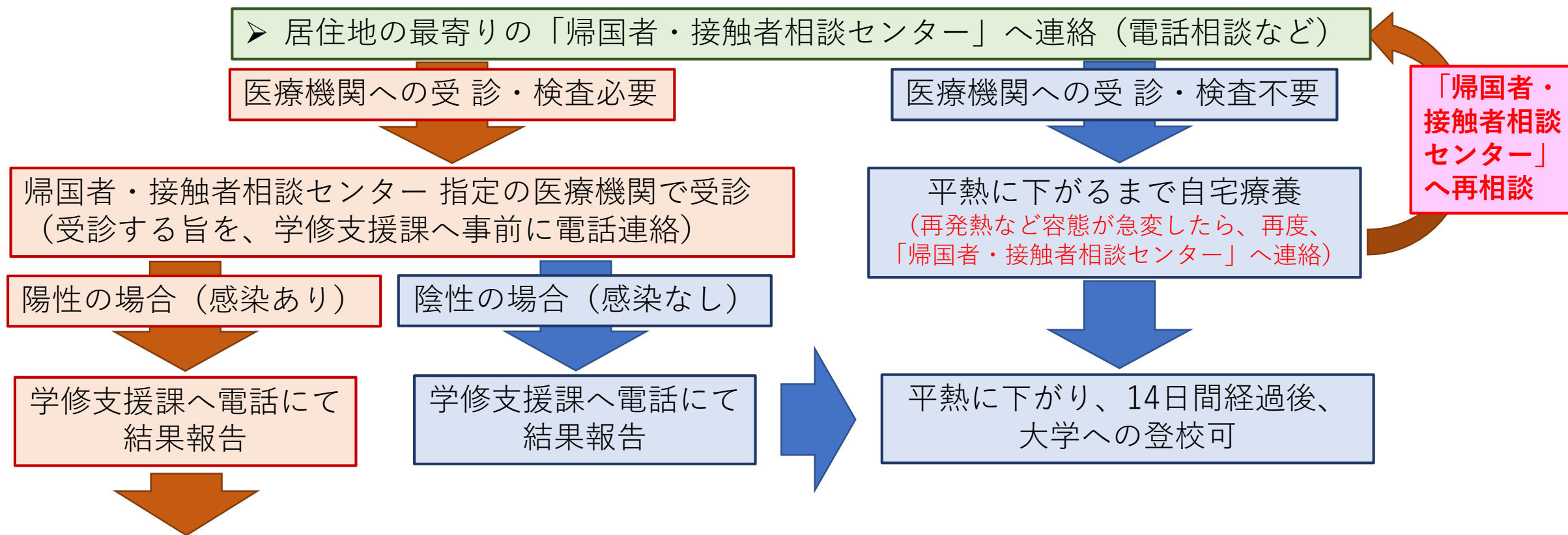
6月15日以降、「一部の対面講義等への出席」「クラブ活動への参加」にため、登校が許可されますが、基本的には、5月19日に、本学HP「新型コロナウイルス」関連ニュースで掲載しました通り、学生の皆様の健康維持、感染拡大防止の観点から当面の間、オンライン講義を継続いたします。

なお、登校日には、以下の注意事項を厳守ください

### 【注意事項】

- 登校日の朝には、自宅を出る前に、必ず検温をして「37.5度」以下であることを確認ください（「37.5度」を超える発熱が確認された場合は、次ページを参考に「帰国者・接触者相談センター」へ連絡あるいは医療機関への受診をしてください）
- 登校時は、必ずマスク着用ください
- 大学校内へは、南門を通用門とし、必ず1号館1階で「手の消毒」「検温」をしてください（その際「37.5度」を超える発熱が確認された場合、入校できませんので、事務室へ申し出て下さい。対応は次ページを参照「帰国者・接触者相談センター」へ連絡、医療機関へ受診をしてください）
- 帰宅後は、「手洗い」「うがい」を徹底してください

## 帰国者・接触者相談センターへ相談後の対応（「37.5度」を超える発熱が確認された場合）



➤ 新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされることとなります。学内感染を予防するため、医療機関の主治医の許可があるまで療養し、大学への登校を停止とします。保健所・医療機関の指示に従い、治療に専念して下さい。

➤ また、診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に登校はしないで下さい。

➤ 治癒するまで登校停止とし、主治医の許可が出たら、学修支援課へ連絡し、登校の可否等を相談ください。

➤ 登校初日に、新型コロナウイルス感染対策報告書（罹患者用）を学修支援課へ提出ください。

## 帰国者・接触者相談センターへ相談後の対応（新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触した場合）

- 下記に該当するものは、濃厚接触者になり、感染している可能性があります。他の人との接触を避け、すみやかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。
- 「帰国者・接触者相談センター」に電話後は、帰国者・接触者相談センターへ相談後の対応（「37.5度」を超える発熱が確認された場合）を参照ください。
- 登校初日に、陽性であった方は新型コロナウイルス感染対策報告書（罹患者用）を、陰性であった方は新型コロナウイルス感染対策報告書（濃厚接触者用）を学修支援課へ提出ください。

【新型コロナウイルス陽性者との濃厚接触者の定義】 国立感染症研究所 感染症疫学センター（令和2年4月20日版）より抜粋

- ◆ 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、以下の範囲に該当する者である。
- ◆ 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- ✓ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ✓ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ✓ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ✓ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

（参考）国立感染症研究所 感染症疫学センター（新型コロナウイルス感染症関連）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus.html>

## (参考) 引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めましょう

5月25日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より緊急事態が終了した旨宣言されました。

一方で、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくものの、新しい生活様式・スマートライフを定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていくことも周知されています。

また、まん延を防止するために、国民に向けて下記記載もされておりますので、今一度、以下の内容につき確認をするとともに、十二分に、日々の行動には気を付けてください。

### 国民の皆様へ ～まん延を防止するために～

- ・ 「三つの密」 (①密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)、②密集場所 (多くの人々が密集している)、③密接場面 (互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)) が重なる状況を避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底しましょう。
- ・ 日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、密接した状況で呼気が激しくなるような運動を行うことを避けましょう。
- ・ 感染防止のためには、できる限り頻繁に石けんを使って手洗いして下さい。
- ・ 咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにし、室内の換気にも気を付けて下さい。

## (参考) 発熱等の風邪症状がある場合の対応

検温の結果、「37.5度」を超える発熱が確認された場合は、かかりつけの医療施設で診察を受けること。  
なお、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「帰国者・接触者相談センター」に  
相談してください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、  
免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに  
相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。  
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

### 【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

厚生労働省 HP（新型コロナウイルス感染症について）より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin)

新型コロナウイルス感染症に

かかったと思ったら、



**「帰国者・接触者相談センター」へ**

- 「帰国者・接触者相談センター」では、  
新型コロナウイルス感染症が疑われる方の  
相談を受け付けています。
- 同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると  
判断した場合、その方へ適切な診察を行う  
「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

・ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「新型コロナウイルス一般電話相談窓口」へお問い合わせ下さい。

・ 新型コロナウイルス感染症にかかったかもと思ったら、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、連絡無く、直接行くことは控えるようにして下さい。



新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

下記URLに各都道府県が公表している

「帰国者・接触者相談センター」の連絡先が

まとめられていますので、必要に応じて、

最寄りのセンターを確認・相談の上、

医療機関への受診を行うようにしてください。